



すいせん

FP NEWS

TAX & ASSET
MANAGEMENT



(編集発行人)

ザイコム・ジャパン株式会社

代表取締役 **吉田 聡**

〒102-0093
東京都千代田区平河町1-7-22
万代半蔵門ビル2F

info@zaicom.jp

12月

(師走) DECEMBER

日	1	15	29
月	2	16	30
火	3	17	31
水	4	18	
木	5	19	
金	6	20	
土	7	21	
日	8	22	
月	9	23	
火	10	24	
水	11	25	
木	12	26	
金	13	27	
土	14	28	

12月の税務と労務

- | | |
|---|--|
| <p>国 税／給与所得者の年末調整
今年最後の給与を支払う時</p> <p>国 税／給与所得者の扶養控除等
(異動) 申告書及び保険料
控除申告書の提出
今年最後の給与を支払う前日</p> <p>国 税／11月分源泉所得税の納付
12月10日</p> <p>国 税／10月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等) 1月6日</p> | <p>国 税／4月決算法人の中間申告
1月6日</p> <p>国 税／1月、4月、7月決算法人の消
費税の中間申告(年3回の場合)
1月6日</p> <p>地方税／固定資産税・都市計画税(第
3期分)の納付
市町村の条例で定める日</p> <p>労 務／健康保険・厚生年金保険被
保険者賞与支払届
支払後5日以内</p> |
|---|--|

ワンポイント 国外財産調書制度

海外資産を把握するため、12月31日時点で国外財産の合計が5千万円超の居住者が、その種類、数量、価額、所在等を記載した調書を翌年3月15日までに税務署長に提出する制度。期限内に提出した場合には、記載した財産に所得税等の申告漏れがあったときでも、過少申告加算税が減額される特例等が設けられています。

令和 年末調整の ポイント

年末調整は、給与の支払者が給与の支払いを受ける一人一人について、毎月の給与や賞与などの支払の際に源泉徴収した税額と、その年の給与の総額について、納めなければならぬ税額（年税額）とを比べて、過不足を精算するものです。

◎ 年末調整の対象者

年末調整の主な対象者は、次のとおりです。なお「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出が前提です。

〔年末調整の対象となる人（例）〕

- ・一年を通じて勤務している人
- ・年途中で就職し、年末まで勤務している人
- ・年途中で退職した人のうち、次の人

- ① 死亡により退職した人
- ② 著しい心身の障害のため退職した人で、退職の時期からみて、本年中に再就職

ができないと見込まれる人（年末調整の対象とならない人（例））

- ・前掲の人のうち、本年中の主たる給与の収入金額が二十万円を超える人

- ・二か所以上から給与の支払を受けている人で、他の給与の支払者に扶養控除等（異動）申告書を提出している人や、年末調整を行うときまでに扶養控除等（異動）申告書を提出していない人（月額表又は日額表の乙欄適用者）

◎ 令和元年分の留意点

1 復興特別所得税

所得税の二・一％の復興特別所得税の上乗せは、令和十九年分まで続いています。

2 住宅ローン控除の特例創設

住宅取得等の借入金控除に追加する特例として、令和元年十月一日から令和二年十二月三十一日までの間に消費税率一〇％が適用された住宅を購入し、住み始めることを条件に、所得税・住民税の控除期間が十年から十三年に三年間延長されました。ただし、初年度は確定申告で手続きをする必要があります。

配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表

（国税庁資料）

		納税者本人の合計所得金額（給与所得だけの場合の納税者本人の給与等の収入金額）			【参考】 配偶者の収入が給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 38万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円以下
	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円	
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 38万円超 85万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円超 1,500,000円以下
	85万円超 90万円以下	36万円	24万円	12万円	1,500,000円超 1,550,000円以下
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円	1,550,000円超 1,600,000円以下
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円	1,600,000円超 1,667,999円以下
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円	1,667,999円超 1,751,999円以下
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円	1,751,999円超 1,831,999円以下
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円	1,831,999円超 1,903,999円以下
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円	1,903,999円超 1,971,999円以下
	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円	1,971,999円超 2,015,999円以下
	123万円超	0円	0円	0円	2,015,999円超

◎ 令和二年分からの改正点
令和二年分より、給与所得控除及び基礎控除の見直しや、控

除申告書に電子的控除証明書を添付して提出することが可能となるなどの改正が行われますので、注意が必要です。

所得控除額一覧表（抜粋）

【社会保険料控除額】 支払った又は給与から控除された社会保険料の合計額			
【小規模企業共済等掛金控除額】 （独）中小企業基盤整備機構に支払った共済掛金（旧第二種共済掛金は生命保険料控除の対象）、確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金又は個人型年金加入者掛金、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済掛金との合算額			
【生命保険料控除額】			
保険等の種類	旧契約	新契約	両方適用する場合
一般の生命保険料	最高 5 万円	最高 4 万円	最高 4 万円
個人年金保険料	最高 5 万円	最高 4 万円	最高 4 万円
介護医療保険料	—	最高 4 万円	—
合計適用限度額	最高 12 万円		
※旧契約とは、平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等、新契約とは、平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等			
【地震保険料控除額】			
$\left(\begin{array}{l} \text{地震保険料の額（最高 50,000 円）} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{旧長期損害保険契約の支払保険料} \\ \text{① 10,000 円までの場合……支払保険料の全額} \\ \text{② 10,000 円を超える場合} \\ \text{……支払保険料} \times 1/2 + 5,000 \text{ 円} \\ \text{（最高 15,000 円）} \end{array} \right)$			
※地震保険と旧長期損害保険の両方の控除額がある場合は、その合計額（最高 50,000 円）			
障害者控除額	障害者 1 人につき……270,000 円 特別障害者 1 人につき……400,000 円（同居特別障害者の場合 750,000 円）		
寡婦（寡夫）控除額	270,000 円（特別の寡婦は、350,000 円）		
勤労学生控除額	270,000 円		
配偶者控除額	一般の控除対象配偶者	130,000 円～380,000 円	
	老人控除対象配偶者	160,000 円～480,000 円	
配偶者特別控除額	配偶者の合計所得金額が 38 万円超 123 万円以下	10,000 円～380,000 円	
扶養控除額	一般の控除対象扶養親族	16 歳以上 19 歳未満	380,000 円
		23 歳以上 70 歳未満	
	特定扶養親族	19 歳以上 23 歳未満	630,000 円
	老人扶養親族	同居老親等以外	480,000 円
同居老親等		580,000 円	
基礎控除額	380,000 円		

※ 控除対象配偶者、控除対象扶養親族……所得者と生計を一にする配偶者その他の親族、都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）及び養護老人のうち、所得金額の合計額（繰越損失控除前）が 38 万円以下の者（青色事業専従者又は白色事業専従者とされる者を除く）。

※ 特定扶養親族……控除対象扶養親族のうち、平成 9 年 1 月 2 日から平成 13 年 1 月 1 日までの間に生まれた者（年齢 19 歳以上 23 歳未満の者）。

※ 老人控除対象配偶者、老人扶養親族……昭和 25 年 1 月 1 日以前生まれ（年齢 70 歳以上）の控除対象配偶者、控除対象扶養親族。

※ 同居特別障害者……控除対象配偶者や扶養親族が、特別障害者に該当し、かつ、その者が所得者又は所得者と生計を一にする親族のいずれかと同居を常況としている者。

※ 同居老親等……老人扶養親族のうち、所得者又はその配偶者の直系尊属で、所得者又はその配偶者のいずれかと同居を常況としている者。

◎税額控除である「住宅借入金等特別控除」については、給与所得者の場合、確定申告をした年分の翌年以降の年分に、年末調整で適用を受けることができます。

会費や入会金の消費税

同業者団体や組合などに会費や組合費などを支払うことがあります。これらが課税仕入れになるかどうかは、その団体から受ける役務の提供などと支払う会費などとの間に明らかな対価関係があるかどうかによって判定することとなりますが、その場合、次のように考えることとなります。

(1) セミナーや講座などの会費など

セミナーや講座などの会費は、講義や講演の役務の提供などの対価であるため、課税仕入れとなり、仕入税額控除の対象になります。

対価性の有無の判定が困難なもの、会費などを支払う事業者と会費などを受けると同業者団体や組合などの双方が、その会費などを対価性がないものとして継続して処理している場合はその処理が認められます。この場合、同業者団体や組合などが、構成員に対してその旨を通知し

ます。

(2) 通常会費など

その団体の業務運営に必要な通常会費については、一般的には対価関係がないものと考えられるため、同業者団体や組合などは対価性がないものとして取り扱って差し支えないこととされています。この場合、その構成員においてはその通常会費は課税仕入れとならず、仕入税額控除の対象になりません。

(3) 入会金など

同業者団体や組合などに支払う入会金も、役務の提供などとの間に明らかな対価関係があるかどうかによって判定します。

したがって、ゴルフクラブ、宿泊施設、体育施設、遊戯施設その他のレジャー施設を利用するための会員となる入会金（脱退などに際して返還されないものに限る。）は、役務の提供などとの間に明らかな対価関係があるため、課税仕入れとなります。

クレジットカード会社からの請求明細書

消費税の仕入税額控除を受けるためには一定の帳簿及び請求書等の保存が要件とされています。クレジットカード会社がカード利用者に交付する請求明細書等は、そのカード利用者である事業者に対して課税資産の譲渡等を行った他の事業者が作成・交付した書類ではないため、仕入税額控除を受けるための請求書等には該当しません。

ただし、クレジットカードサービスを利用した時に、課税資産の譲渡等を行った他の事業者が発行する「ご利用明細」等には、①その書類の作成者の氏名又は名称、②課税資産の譲渡等を行った年月日、③課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容、④課税資産の譲渡等の対価の額、⑤その書類の交付を受ける者の氏名又は名称が記載されていることが一般的であり、そのような書類であれば仕入税額控除を受けるための請求書等に該当することになります。

年末残高等証明書が年末調整に間に合わない場合

年末調整で住宅ローン控除を受けるためには、給与の支払者（源泉徴収義務者）に「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書（年末残高等証明書）」を提出する必要があります。年末残高等証明書は、通常、年末調整に間に合うように年末残高の予定額に基づいて作成・交付されますが、何らかの事情によって年末調整に間に合わず、年

末調整で住宅ローン控除が受けられないといったことも考えられます。

このような場合、確定申告で住宅ローン控除を受けることができますが、翌年一月三十一日までに年末残高等証明書が交付された時は、その証明書を給与の支払者に提出して年末調整の再計算を受けることもできます。

労働基準法上の「労働者」の判断基準

労働基準法では、その適用対象である労働者を「使用される者で、賃金を支払われる者という」と規定しており、労働者であるか否かは、次の二点（使用従属性）によって判断されます。

- ・「使用される」指揮監督下の「労働」という労務提供の形態
 - ・「賃金支払」という報酬の労務に対する対償性（報酬が提供された労務に対するものであるかどうか）
- 実際には、指揮監督の程度および態様の多様性、報酬の性格の不明確さ等から、労働者性を判断することが困難な場合もあります。

今回は、労働者であるか否かの基準を示した旧労働省（現：厚生労働省）の労働基準法研究会による「労働基準法研究会報告」を基に、判断のポイント等を説明します。

判断基準のポイント

まずは、判断基準の項目を掲げます。これらを総合判断することによって労働者性の有無を判断していきます。

- 一 使用従属性の判断基準
 - （一） 指揮監督下の労働
 - ・ 仕事の依頼、業務従事の指示等に対する諾否の自由の有無
 - ・ 業務遂行上の指揮監督の有無
 - ・ 拘束性の有無
 - ・ 代替性の有無
 - （二） 報酬の労務対償性
- 二 労働者性の判断を補強する要素
 - （一） 事業者性の有無
 - ・ 機械、器具の負担関係
 - ・ 報酬の額
 - （二） 専属性の程度 等

使用従属性の判断基準

- （一） 指揮監督下の労働
 - ① 仕事の依頼、業務従事の指示等に対する諾否の自由の有無

「使用者」の具体的な仕事の依頼、業務従事の指示等に対して諾否の自由を有していれば、他人に従属して労務を提供するとは言えず対等な当事者間の関係となり、指揮監督関係を否定する重要な要素となります。

これに対して、具体的な仕事の依頼、業務従事の指示等に対して拒否する自由を有しない場合は、指揮監督関係を推認させる重要な要素となります。

なお、当事者間の契約によつては、一定の包括的な仕事の依頼を受諾した以上、当該包括的な仕事の一部である個々具体的な仕事の依頼については拒否する自由が制限される場合があります。また、専属下請のように事実上、仕事の依頼を拒否することができないという場合もあります。

- ② 業務遂行上の指揮監督の有無

業務の内容及び遂行方法について「使用者」の具体的な指揮命令を受けていることは、指揮監督関係の基本的かつ重要な要素になります。

- ③ 拘束性の有無

この点も指揮命令の程度が問題であり、通常注文者が行う程度の指示等に止まる場合には、指揮監督を受けているとは言えないとされています。

勤務場所及び勤務時間が指定され、管理されていることは、一般的には、指揮監督関係の基本的な要素です。しかしながら、業務の性質上（例えば、演奏）、安全を確保する必要上（例えば、建設）等から必然的に勤務場所及び勤務時間が指定される場合があり、その指定が業務の性質等によるものか、業務の

遂行を指揮命令する必要に
よるものかを判断します。

④ 代替性の有無（指揮監督関
係の判断を補強する要素）

本人に代わって他の者が労
務を提供することが認められ
ているか否か、また、本人が
自らの判断によって補助者を
使うことが認められているか
否かなど労務提供に代替性が
認められているか否かは、指
揮監督関係そのものに関する
基本的な判断基準ではありま
せんが、労務提供の代替性が
認められている場合には、指
揮監督関係を否定する要素の
一つとなります。

(二) 報酬の労務対償性

報酬が時間給を基礎として計
算されるなど労働の結果による
較差（最大と最小の差）が少な
い、欠勤した場合には応分の報
酬が控除され、いわゆる残業を
した場合には通常の報酬とは別
の手当が支給されるなど報酬の
性格が使用者の指揮監督の下に
一定時間労務を提供しているこ
とに対する対価と判断される場
合には、「使用従属性」を補強
することとなります。

労働者性の判断を補強する要素

「使用従属性」の判断が困難な
場合には、以下の要素をも勘案
して、総合判断します。

(一) 事業者性の有無

労働者は、機械、器具、原材
料等の生産手段を有しないのが
通例ですが、いわゆる備車運転
手（自らが所有する車両を使用
して、業務を行う者）のように、
相当高価なトラック等を所有し
て労務を提供する例があります。
このような事例については、
その者の「事業者性」の有無を
併せて、総合判断することが適
当な場合もあります。

① 機械、器具の負担関係

本人が所有する機械、器具
が安価な場合には問題はあり
ませんが、著しく高価な場合
には自らの計算と危険負担に
基づいて事業経営を行う「事
業者」としての性格が強く、
「労働者性」を弱める要素と
なるものと考えられています。

② 報酬の額

報酬の額が当該企業におい
て同様の業務に従事している
正規従業員に比して著しく高

額である場合には、一般的に
は、当該報酬は、労務提供に
対する賃金ではなく、自らの
計算と危険負担に基づいて事
業経営を行う「事業者」に対
する代金の支払と認められ、
その結果、「労働者性」を弱
める要素となるものと考えら
れています。

③ その他

①、②のほか、裁判例にお
いては、業務遂行上の損害に
対する責任を負う、独自の商
号使用が認められている等の
点を「事業者」としての性格
を補強する要素としているも
のがあります。

(二) 専属性の程度

特定の企業に対する専属性の
有無は、直接に「使用従属性」
の有無を左右するものではなく、
特に専属性がないことをもって
労働者性を弱めることとはなり
ませんが、「労働者性」の有無
に関する判断を補強する要素の
ひとつと考えられています。

① 他社の業務に従事すること

が制度上制約され、また、時
間的余裕がなく事実上困難で
ある場合には、専属性の程度

が高く、いわゆる経済的に当
該企業に従属していると考え
られ、「労働者性」を補強す
る要素の一つと考えて差し支
えないとされています。

② 報酬に固定給部分がある、

業務の配分等により事実上固
定給となっている、その額も
生計を維持しうる程度のもの
であるなど報酬に生活保障的
な要素が強いと認められる場
合には、前記①と同様、「労働
者性」を補強するものと考え
られます。

(三) その他

以上のほか、裁判例において
は、次のような点について「労働
者性」を肯定する判断の補強
事由とするものがあります。

- ・ 採用、委託等の際の選考過程
が正規従業員の採用の場合と
ほとんど同様であること
- ・ 報酬について給与所得として
の源泉徴収を行っていること
- ・ 労働保険の適用対象としてい
ること
- ・ 服務規律を適用していること
- ・ 退職金制度、福利厚生を適用
していること

雇用関係助成金検索ツール

厚生労働省が提供する助成金は、雇用の安定、職場環境の改善、仕事と家庭の両立支援、従業員の能力向上などに役立つものが多数あります。

どのような助成金があるのかを調べる際には、厚生労働省サイトに公開されている「雇用関係助成金検索ツール」を活用する方法や、同サイトに掲載およびハローワークで配布されているパンフレット(簡略版・詳細版)の「雇用関係助成金検索表」を活用する方法があります。

検索ツールでは、「取組内容」や「対象者」から、助成金を検索することができます。助成対象の一例を掲げます。

- ・ 休業や教育訓練、出向を通じて労働者の雇用を維持する
- ・ 一定期間試行的に雇い入れる
- ・ 有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換する

- ・ 雇用管理制度(評価・処遇制度、研修制度、健康づくりその他各種制度)の導入を通じて従業員の離職率の低下を図る助成金を受けるには、あらかじめ計画書を提出するなど、取組実施前から着手する事項がありますので、いつまでにどのようなことをすべきかをご確認ください。

雇用関係助成金の計画書や申請書類等は、申請窓口での受付のほか、郵送による受付も行われており、同サイト内に郵送先が公開されています。

平成31年4月以降は不正受給防止対策の強化が行われており、偽りその他の不正行為により助成金の交付を受けた場合には、事業主の名称公表や助成金の返還、5年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられる等がありますので注意を要します。

お問い合わせ先は各助成金によって異なりますので詳細版パンフレット等でご確認ください。

対話形式の自動応答サービス (日本年金機構)

日本年金機構において、「扶養親族等申告書」に関する問い合わせに対し、インターネット上で自動対応する対話形式のサービスが開始されました。

※ 扶養親族等申告書…受給する公的年金が所得税の課税対象となる方に対し、郵送されるものです(課税対象外の方には送られません)。

回答は、一般的、定型的な質問に対するものであり、「年金記録等に基づく、個別のご質問へは回答できませんので、名前や基礎年金番号等の個人情報を入力しないでください。」とされています。

日本年金機構のトップページより自動対応サービスの案内をご覧ください。

なお、適切な回答が表示されない場合は、お問い合わせダイヤル(番号は日本年金機構ホームページに掲載があります)またはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

就業規則届・三六協定の電子公文書発行(労働基準法)

令和元年七月一日から、次の電子申請の手続については、電子署名を付した電子公文書として審査完了後の控え文書等が発行され、ダウンロードが可能となりました。

- ※ 従来は、受付印のある控え書類が必要なときは、書面による届出を実施。
- ・ 就業規則(変更)届
- ・ 一年単位の変形労働時間制に

関する協定届

・ 時間外労働・休日労働に関する協定届(三六協定)

これまで電子申請を利用したことがない方は、インターネット上の「電子政府の総合窓口(e-Gov)」より、「e-Gov電子申請システムを初めて使う方へ」を参照ください。電子証明書の取得など事前準備が必要です。

弱い会社の経営戦略

中小企業者の経営相談を長年行ってきたA氏は、弱い（業績不振）の会社の原因は、次のような点にあると指摘します。

- ・戦略と戦術の区別がつかず繰り返し戦術（作業）が大事だと思っっている。

- ・社長が責任を持って担当すべき役割（戦略を練ること）を理解していない。

- ・戦略には、強い会社の戦略と弱い会社の戦略の二通りがあるが、その事を知らない。

競争社会において、自社が他社に勝つためには、社長が経営の原理・原則を知っておく必要があります。

今回は、弱い会社（業績不振の会社をいいます）の経営戦略について考えていきますが、その前に会社の経営力及び会社を取り巻く環境について、触れて

いくことにします。

1 経営力のおさえ方

まず、会社の経営力とはどういうことかということや、経営の全体像を明らかにしておきます。

(1) 経営の目的

人は食事から取るカロリーをエネルギーにして生きていますが、会社は商品・優良なサービスをお客様に提供し、お金を貰い粗利益（儲け）を出し生存しています。

この事から、経営の目的は利益を出すこと、という答えになります。更に考えていくと、お客様を創り出し、その数を増やし利益を出すことになり

当然、多数の競争相手もお客様を増やそうと努力しています。

したがって、自社はお客様が多いか少ないかの問題は、競争相手と比較（相対的に判断）してどうかの問題となります（市場占有率の問題）。

繰り返しになりますが、経営の目的は、お客様を創り出し、お客様占有率で一番を目指すことです。

(2) 目的を果たすには

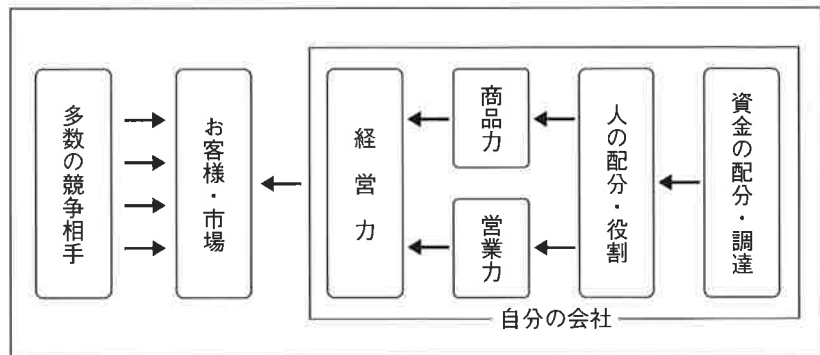
目的を果たそうとすると、自社の経営を構成する要因について検討することになります。要因には、①営業力、②商品力（商品・優良なサービス）、③組織（人の配分・役割）、④資金、があります。

これらの構成要因を捉えた上で自社にふさわしい目標を決めていきます。

(3) 目標の決め方

目標の決め方では、何を（商品対策）、どこで（営業地域対策）、誰に（業界・客層対策）、どういう売り方を（営業対策）、繰り返し買ってもらう（お客様

図1 経営の全体像（イメージ）



維持対策）、人員の採用・役割分担（組織対策）、資金の調達・配分（財務対策）を検討していきます。

(4) 目標の達成

この目標を達成する効果的なやり方が戦略です。あとは戦略を決めた上で、力強く実行（これを戦術といいます）に移し、業績を上げていきます。

経営力を中心とした経営の全体像（図1）で以上のことを確認してください。

2 弱い会社の戦い方

自社の経営戦力を把握したら、次にその戦力で相手企業とどう戦うかです。

(1) 事例研究

問 年商一〇億円の会社A、B社がある。お客様は両社とも五〇〇社。商品や粗利益、一社当たりの取引高は同じ。

A社は一県（C県）だけで営業し、B社はC県を含め四県で営業している。A社とB社どちらが利益性が高いか。

答 A社。
新しいお客様を創るには、多くの経費が掛かります。しかし、それが難しい。

そのような場合は、自社の戦力を重点的に投入する。事例では、A社は地域にお客様を集中したことで、相手企業をC県において上回ることとなった（市場占有率の原則に適合させた）ことを表しています。

「二位営業有利の原則」、「一位集中の原則」、「一位経費割安の原則」等、これらは特定の何かに集中したことで生じる効率上昇の効果をいいます。勿論、商品・サービス、客層に集中することでもこのことは生じます。

この法則の理論的根拠になっているのが、一九一四年のフレデリック・ランチェスターの「戦闘時における力関係はどのようなに決まるか」の研究論文です。後に、「競争の原理」と呼ばれ、日本の中小企業経営者の経営戦略として研究のテーマに取り上げられてきました。

(2) ランチェスターの法則

大企業は中小企業より確かに強い。いや、大企業は中小企業より全体的に強い、と言い換えたい方は良いかも知れません。ということは、中小企業が全体的

にみると、劣勢であるという事ですが、そうであっても、やり方次第では部分的に優勢に立てることを意味しています。

つまり、大企業と中小企業が全面戦争を展開すれば、大企業が圧倒的に強い。

しかし、大企業と中小企業が局地戦争になった場合、中小企業がその戦場に戦力を重点投入し、相手の戦力を上回れば、その範囲内で強者になることができます。

これがランチェスターの法則です（図2参照）。

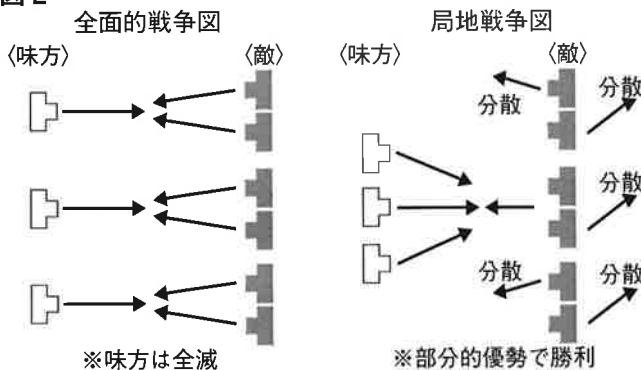
(3) 弱い会社の戦い方

自社の業績向上のため、「競争の相手」と「競争の場所」を明確にする。つまり、「誰と」、「どこで」戦うのかを選定することが重要であることは理解いただけたでしょうか。では、具体的にどう取り組むのかとなると、一概には言えません。

自動車メーカーのトヨタ自動車を見ますと、国内であれば、日産、ホンダ、スズキ等、世界ではGM、メルセデス、ワーゲン等。また、EVでは中国企業と、

自動運転ではグループが競争相手となり、競争相手が明確とは言えませんが、また相手を見誤ると痛い目にも合います。どういった絞り込みにするかは、非常に難しいところです。しかし、どのような絞り込みをするにせよ、「戦いに勝てる戦場」を選ぶことは非常に大切であることは間違いありません。

図2



外国人労働者の受入れ

外国人労働者の受入れを拡大する改正出入国管理法が今春から施行されています。そこで、ワークスマビイルジャパンが公表している「外国人労働者と働いた経験のある日本人に対する業界別意識調査」の結果をみてみましょう。

外国人労働者の受け入れについて「賛成」と回答した人は、外国人労働者と働いた経験のない人の68.5%に対して、経験がある人は74.8%と受け入れへの賛成割合が高くなっています。

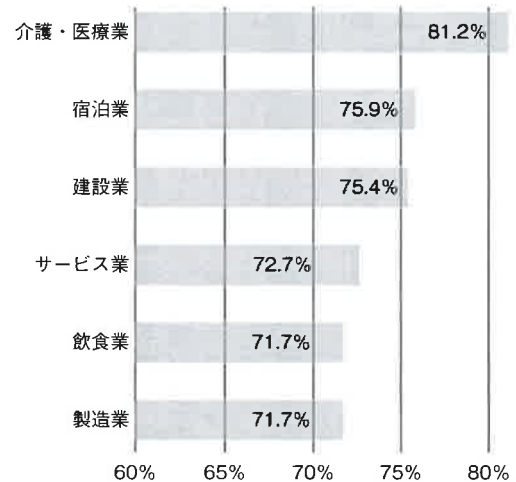
業界別でみると、最も高いのが「介護・医療業」で81.2%と、他業界に比べて高いようです(右表参照)。

外国人労働者の受け入れに賛成と回答した理由について(複数回答)は、「人手不足解消につながる」68.2%、「異なる視点を取り入れ、新しいアイデアが生まれる」40.1%、「海外の人と交流ができる」36.8

%の順で、自社の人手不足解消に期待を寄せる企業が多く、特に建設業でその割合が高いのが特長です。

なお、企業が実施した受入施策としては、「多言語業務マニュアルの準備」、「外国人労働者向け福利厚生の方策」、「日本語・日本文化研修」などが多くなっています。

業種別の会社の外国人労働者受入に対する賛成意向



「安売り」への対応

最近、スーパーの折り込みチラシを見る機会が減ったと思いませんか。新聞の発行部数が減少しているのに、連動して折り込みチラシも減っているからです。

一方、宅配で新聞を取り続けていても、これまでチラシで把握していた特売情報や、スマートフォンでチェックすれば済む時代になりました。

チラシ特売の退潮とともに、流通業界で台頭してきているのが、「エブリデイ・ロー・プライス(毎日安売り)」という価格戦略です。

チラシや店舗の運営経費を徹底的に省き、浮いた経費を原資に店頭売価を引き下げる、体力勝負の大手の戦略です。

中小企業は同じ土俵では勝つのは難しいので、消費者の「本物志向」に徹していくのも一つの生き方でしょう。

財政とは？

政治経済評論家・I氏に“財政とは何か”と聞くと、財政とは「××を○○したものの」と明確に答えます。

さて皆様は、××や○○をどう答えますか？(答えは最終行)。

I氏はさらに、“政治(政治の役割)とは何か”について、次のように話します。

「政治の役割は、国民からどのようにお金を集め、そのお金をどのように使うかを定めることである。お金以外では、国民が共同生活を行うためのルール(法律)を作って、それを実施すること(立法と行政)」と言います。

財政に話を戻しますが、財務省は毎年、「日本の財政関係資料」という小冊子(無料)を発行しています。中小企業経営に影響するニュースを読む際にも、この冊子を手元に置いておくと便利です。

(答え 財政とは、「政治」を「数値化」したものの)

改正女性活躍推進法

女性活躍推進法とは

女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則を定め、国や地方公共団体、事業主の責務を明らかにすることを目的に、平成28年4月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下：女性活躍推進法）」が、10年間の時限立法として施行されました。この法律では、基本方針や事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置などについて定められています。

女性活躍推進法では、国は女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向性や、事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項などの、基本方針を策定しなければならぬと定められています。そして地方公共団体は、国が策定した基本方針などを勘案して、女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定することが努力義務として規定されています。

事業主行動計画の策定等

女性活躍推進法が施行されたことで、常時雇用する労働者が301人以上の事業主は、①自社の女性の活躍状況を把握し、課題分析を行うこと、②行動計画を策

定し、社内周知や公表を行うこと、③行動計画を策定した旨を都道府県の労働局へ届け出ること、④女性の活躍に関する情報を公表することが義務付けられました。

活躍状況の把握や課題分析については、必ず把握すべき項目として、次の4つの基礎項目が定められています。

- (1) 採用した労働者に占める女性労働者の割合
- (2) 男女の平均継続勤務年数の差異
- (3) 労働者の各月ごとの平均残業時間数などの労働時間の状況
- (4) 管理職に占める女性労働者の割合

優良企業の認定など

行動計画を策定し届出を行った企業のうち、女性の活躍に関する取り組みについての実施状況が優良な企業は、厚生労働大臣の認定を受けることができます。この認定を受けると、認定マークである「えるぼし」を商品などに付けることができます。

各府省などが総合評価落札方式や企画競争による調達によって公共調達を実施する場合、えるぼし認定企業については加点点評価されるので、えるぼし認定企業は公共調達では有利になります。

行動計画の策定・公表を

行い、その行動計画に盛り込んだ取り組み内容を実施して、数値目標を達成した事業主には、助成金が支給されます。また、生産性要件を向上させた企業については、この助成金が割増されます。

女性活躍推進法の改正

女性活躍推進法が改正され、今年の6月5日に公布されました。改正法では、事業主行動計画の策定・公表などの義務の対象となる企業が、常時雇用する労働者が101人以上の事業主に拡大されます。また、301人以上の労働者を雇用している事業主については、女性活躍に関する情報公表が強化され、①職業生活に関する機会の提供に関する実績、または②職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績のいずれか1項目以上を公表しなければいけません。

えるぼし認定については、従来の認定基準よりも水準の高い「プラチナえるぼし（仮称）」認定が創設されます。

厚生労働省の「女性の活躍・両立支援総合サイト」には、女性の活躍推進企業データベースがあります。このデータベースは、学生などの求職者が見やすいスマートフォン版もあります。

ローリングストック

災害が起こったとき、食糧を確保することはとても重要です。いざという時に備えて食料を備蓄しておくことはなかなか難しく、定期的に確認しておかないと、いざという時に賞味期限が切れていたり、温めないと食べられなかったりということが起こりえます。

備蓄の新しい考え方として、「ローリングストック」という方法があります。ローリングストックは、保存食を備蓄しておくのではなく、日常の中に食糧備蓄を取り込むという考え方です。

具体的には、普段から少し多めに食材や加工品を買っておき、使ったら使った分だけ買い足していくことで、常に一定量の食料が備蓄されている状態になっていることです。

ローリングストックを行う際に注意することは、古いものから使うことと、使った分は必ず補充することです。どれが古い物かわからなくなならないように、新しいものは右側に配置し、必ず左側から使うなどの工夫が必要です。

食糧以外にも・・・

せっかく食材を備蓄していても、災害によって電気・ガス・水道が止まってしまう、調理ができないということも想定されます。そこで、調理をするためにカセットコンロを用意しておくことで良いでしょう。カセットコンロにはガスボンベが必要ですが、食糧だけではなく

災害に 備えて



ガスボンベや日常的に使用する乾電池・使い捨てカイロなどを、ローリングストックで備蓄しておくこと、いざという時に対応しやすくなります。

災害食大賞

2016年に、優れた非常食や災害食を表彰する災害食大賞が始まりました。2019年には、33社から70製品がエントリーされ、「うまみ部門」、「アレルギー対応部門」、「新製品・セット部門」、「インバウンド対応部門」の4つの部門で、金・銀・銅賞・奨励賞・特別賞が決定されました。

うまみ部門では、「そのまんまカレー」が金賞を受賞しました。これは、カレーの中にご飯が混ざっており、水も熱もいらぬ災害食です。他には、長期保存できる野菜ジュースなどが受賞しています。

アレルギー物質を使用していない災害食は、まだまだ少ないのが現状です。そのためアレルギーがある人は、災害が発生すると、とたんに食べ物に困ってしま

います。今回アレルギー対応部門で金賞を受賞した「美味しい防災食 赤魚の煮付」は、アレルゲン特定原材料27品目を使用していない点で高く評価されました。魚の煮付にも関わらず、大豆を原料とした醤油を使用していない点も注目されました。

災害時の避難

避難情報には、危険度の低い方から、「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示」があります。「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されると、緊急避難場所が開設され始めますので、家族に高齢者がいる場合や危険な地域に住んでいる場合は、早めに避難を開始した方が良いでしょう。ただし、夜暗くなってから避難するのは危険なので、日没前の明るいうちに避難を完了しましょう。

避難する場所は、大きく「避難場所」と「避難所」の2種類あります。「避難場所」は、災害が発生する恐れがある場合などに、その危険から身を守るために一時的に非難する場所で、基本的に飲料水や食料などの備蓄はされていません。一方の「避難所」は、小中学校などに設置され、災害により家に戻れなくなった人が一定の期間滞在するための施設です。災害救助法の一般基準では、避難所の開設期間は原則7日以内とされていますが、大規模災害時には延長されることも想定されています。

リレーアタック

多くの自動車で採用されているスマートキーの機能を悪用した車の盗難が多発しています。

スマートキーは、キーを身に着けていると、自動車のドアノブに手を近づけるだけでロックが解除されたり、車内に入ってエンジンボタンを押すとエンジンがかかったりするシステムです。スマートキーと車両本体には、1台ごとに暗号化された固有の電波を感知する送受信機が付いています。スマートキーからは常に微弱電波が発信されていて、キーと自動車が近づくと送受信機が電波を識別し、開錠や施錠を行います。

リレーアタックは、この仕組みを逆手に取った盗難方法です。まず、犯行グループの一人がスマートキーを持った運転手に近づき、スマートキーから発せられる電波を特殊な受信機で受信します。そして受信した電波を増幅させて仲間に送信します。そ

の仲間は、増幅させた電波を受けた受信機を持って車に近づき、ロックを解除してエンジンを始動させ、車を盗難します。

この方法による盗難を防ぐ方法は、スマートキーから発せられる電波を遮断するしかありません。自宅の場合は、お菓子の空き缶に入れるだけでも、電波を遮断できる場合もあるようです。また最近では、電波遮断ポーチやスマートキーケースも多く販売されています。またスマートキーには、微弱電波をオフにする設定があります。ただし、一部の車を除いてディーラーで設定してもらう必要があるため、あまり有効とはいえません。最近では、リレーアタック対策モードが搭載された盗難防止装置も販売されているようです。また、直接的にリレーアタックを防止するアイテムではありませんが、ハンドルロックを取り付けることで、防犯対策を取られている車であることが明らかになり、狙われにくくなります。

直葬

家族が亡くなったとき、通夜や告別式などを行わず、自宅や病院から遺体を直接火葬場に運び、火葬によって弔う儀式を「直葬」といいます。

直葬は、一般的な葬儀よりも費用が抑えられることや、香典返しや葬儀を手伝ってもらった人へのお礼も必要ないことから、直葬を選ぶ人も増えているようです。また、遺体を安置してお

く期間が短いので、親族の負担が軽くなることもメリットです。直葬は、基本的には身内だけで行われます。そのため、あとから故人と親しくしていた友人などから葬儀に参列できなかつたと不満を言われることもありません。また菩提寺によっては、通夜や告別式を省いたことで、納骨を認めないところもあるようです。直葬を行う際はあらかじめ親族や菩提寺に相談しておいたほうが良いでしょう。

バーゼル条約

先進国で発生した有害な廃棄物が、発展途上国に放置されて環境汚染が生じるという問題が、1980年代ごろから発生したことを受けて、1989年3月にスイスのバーゼルで、「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」が採択されました。

日本は、1993年にこの条約を締結し、国内でも「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」が施行されました。2018年5月末現在、バーゼル条約に加盟しているのは、186の国と機関です。

バーゼル条約では、対象の有害廃棄物を輸出する場合、輸入国の書面による同意が必要になります。条約非締結国との廃棄物の輸出入や南極地域への廃棄物の輸出は禁止されています。今年5月の改正で、汚れたプラスチックごみが規制の対象になりました。